

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、長年にわたりタイル工として建築現場におけるタイル貼り作業等に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月、Aクリニックに受診し、右胸水を指摘され、同年〇月、精査目的でB病院に受診し、平成〇年〇月〇日、「良性石綿胸水」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、労働者として就労していた期間に石綿にばく露したことから本件疾病を発症したもので、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、労災保険法上の労働者としての業務又は労災保険に特別加入していた期間の業務に起因するものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 判断の要件

(略)

### 2 当審査会の事実認定

(略)

### 3 当審査会の判断

(1) 請求人は、審査官に対し、昭和〇年頃から7年ほど、C会社が施工する建物のタイル工事に労働者として従事しており、内装工事などではアスベストの吹付作業が行われている現場もあったことから、石綿にばく露した旨主張している。

この点、一件記録を精査するも、請求人が当該期間に労働者として業務に従事していたとする事実を確認することはできず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が労働者として石綿ばく露作業に従事していたものと認めることはできない。

(2) また、請求人は、当初労災保険に特別加入していた旨主張していたが、D組合からの回答によると、要旨「請求人は同組合に平成〇年から平成〇年まで在籍していたものの、特別加入はしていなかった。」とされており、請求人が労災保険に特別加入していたと認めることはできない。

(3) したがって、請求人の本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

## 4 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。